

神戸市社会的養育推進計画

目次

1. 社会的養育の体制整備の基本的な考え方	1
2. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	2
3. こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	3
4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	6
5. 代替養育を必要とする見込み数	7
6. 一時保護改革に向けた取組	8
7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	10
8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	12
9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17
10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	19
11. 児童相談所の強化等に向けた取組	22
12. 障害児入所施設における支援	22
こどもへのアンケート・ヒアリング調査結果	22

1. 社会的養育の体制整備の基本的な考え方

こどもの最善の利益を図るため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まず予防的支援により家庭維持をめざすとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえ、里親またはファミリーホームへの委託、児童養護施設等への入所措置の順で、こどもにとって最良な養育先を検討する。特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもについては、里親等への委託を積極的に進める。また、すでに代替養育されているこどもについては、家庭復帰に向けて最大限に努力する。

ケアニーズが高いなど専門的なケアを行う必要があるこどもは乳児院・児童養護施設等への入所措置を検討するとともに、各施設については、ケアの個別化、里親等委託、家庭復帰に向けた支援などに加え、ケアニーズの高いこどもへのより専門的な養育に取り組めるよう、またその専門性を活かした家庭支援事業の実施等、地域において支援を必要とするこどもや子育て家庭に対する支援機関として、重要な役割を担っていくことが出来るよう施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化に向けた検討を進めていく。

措置や一時保護されたすべてのこどもは、意見が尊重され、かつ最善の利益が優先されるとともに心身ともに健やかに育成される権利があり、こどもの権利が守られるよう、こどもからの意見聴取やこどもの権利を代弁する取り組み等を進める。

本計画の策定にあたっては、次に掲げる調査を実施し、現場及び当事者の意見を本計画に反映させることとした。

- ・全施設 609 名へのアンケート調査に対して 403 名の回答
- ・全施設 43 名へのヒアリング調査
- ・児童養護施設・母子生活支援施設 20 施設への施設の高機能化、多機能化に関するアンケート、ヒアリング調査

2. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・当事者であるこどもの意見聴取については、児童相談所の職員等が施設へ訪問する等により実施。
- ・里親委託児童を対象とした権利ノート（小学生以下及び中学生以上を対象とした 2 種類）を作成し、対象児童へ配付のうえ内容を説明。
- ・一時保護施設入所するこどもに対し、毎月アンケートを実施し、必要に応じて、こどもの意見等に対するフィードバックを実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・一時保護中のこどもより希望があれば、意見表明支援員（弁護士）を派遣し、こどもが希望する場合は意見表明支援員から児童相談所等に対して意見を伝達。
- ・里親委託・施設入所等の措置を決定する場合は、児童福祉司・児童心理司等がこどもの意見を聴取のうえ、その内容を考慮して援助方針を検討。
- ・「こどもの権利ノート」について、紙冊子の配付に加えて、こどもがスマートフォン等から閲覧できるように、内容を市ホームページに掲載。

②課題

- ・意見表明支援事業について、里親等委託・施設入所児童が対象となっていない。
- ・「こどもの権利ノート」など、こどもの権利擁護に関する取組の認知度・理解度・満足度の把握ができていない。

③取組方針

- ・こどもの一時保護や入所措置等を行うにあたり、児童相談所においてこどもからの意見を適切に聴取するとともに、こどもの意見を代弁する「意見表明支援事業」を強化する。

- ・里親委託や施設入所するこどもに対して「こどもの権利ノート」を配付して、こどもが自身の権利について理解できるように丁寧に説明し、こどもの権利について十分に周知する。
- ・児童相談所においてこどもの権利擁護に関する職員研修を実施し、こどもに対して適切な説明ができるようにするとともに、「こどもの権利ノート」について、里親委託や施設入所の開始時のみではなく、少なくとも毎年 1 回は、児童福祉司等による定期訪問の際などにこどもと一緒に内容を確認する機会を設ける。

3. こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組

① 現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・現行計画策定時、母子保健部門を担う子育て世代包括支援センターと、児童福祉部門を担うこども家庭総合支援拠点の設置が求められており、それぞれの取組目標を設定。
- ・子育て世代包括支援センターについて、区の子育てネットワーク連絡会の構成員に保育所・児童館・医療機関を入れ、関係機関との連携強化に努めている。また、保健師・母子保健コーディネーターに対する研修・事例検討を実施し、支援技術向上に努めている。
- ・こども家庭総合支援拠点について、各区役所に 1 名ずつ虐待対応係長を配置したほか、新任职員に対するロールプレイングを交えた研修の実施や、警察との連携など体制強化を行っている。
- ・母子生活支援施設は、母子が分離せずに入所し、同居しながら支援を受けることができ、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、市内 7 施設に設置されている。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・「こども家庭センター」は、令和 6 年 4 月に各区役所に設置し（10 か所）、児童相談所や児童家庭支援センター、母子生活支援施設など、地域の子育て支援機関等と連携して地域の相談支援体制の強化を図ります。
- ・区職員と児童相談所職員が共に研修に参加するなど、両者の専門性の理解を深める取組みを行っている。
- ・要保護児童対策地域協議会調整担当者への研修を実施し、区の職員向けに専門研修を実施している。
- ・こども家庭センターは、令和 6 年 4 月から母子保健、7 月から児童福祉のサポートプランを開始している。

- ・現在区における心理職の業務については、児童相談所の児童心理司が担っており、こども家庭総合支援拠点としての機能を発揮できる体制をとっている。

②課題

- ・こども家庭総合支援拠点については、人口規模に応じて専門的な技能を持つ職員（心理担当支援員）の配置が求められている。

③取組方針

- ・こども家庭センターの設置数

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所

- ・生活のサポートの必要な母子世帯については、母子生活支援施設や乳児院において、子育てのサポートと自立に向けた支援等を行う。

(2)家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・小さなこどもをもつ子育て世帯を対象に、養育支援ヘルパー派遣事業、子育て短期支援事業（子育て短期支援事業）、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・不適切な養育状態にある家庭など虐待のリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭に対して、養育支援ヘルパー派遣事業を実施している。児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、こどもが復帰した後の家庭も同事業の対象としており、家庭養育を支援する事業の一つとなっている
- ・産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施し、妊産婦の育児ストレスや子育てに対する強い不安や孤立感の解消等の負担軽減を図っている。また、令和 5 年度まではホームヘルプサービス事業の利用をこどもが 1 歳になるまでの間で上限 10 回までとしていたが、令和 6 年度より利用期間をこどもが 2 歳まで緩和し、上限回数も 20 回まで拡充するなど制度の充実を図っている。
- ・ヤングケアラーの支援について、相談窓口を設置している福祉局と連携し、ヤングケアラーのいる世帯に対してヘルパー派遣事業を実施し、早期の支援に努めている。

- ・児童館にチーフアドバイザーを配置し、子育てに悩み、養育の相談を聴ける体制を強化している。
- ・産前・産後ホームヘルプサービス事業

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
360 人	340 人	368 人	343 人	421 人

②課題

- ・子育て短期支援事業では、施設の状況により、受け入れが出来ない場合がある。
- ・子育て短期支援事業について、児童養護施設・乳児院・ファミリーホームでの受入を行っているが、里親による受入は行っていない。

③取組方針

- ・子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

※令和6年度は6箇所設置

- ・子育て短期支援事業や産後ホームヘルプサービス等の家庭支援事業の活用しながら、子育て家庭で虐待が起こることがないように予防的支援に取り組む。
- ・ヤングケアラーの支援については、学校や相談窓口と連携し、早期発見と早期支援に努める。
- ・子育て短期支援事業の里親による受入については、今後のニーズや里親等委託の推進にかかる取組状況を踏まえて検討していく。

(3)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・市内に児童家庭支援センターを3箇所設置しているが、市中央部と北部に位置し施設配置に偏りがあったため、令和5年度に市東部に1箇所増設。
- ・各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、技術的助言やその他必要な支援を行っている。
- ・児童相談所による措置として児童家庭支援センターが行う指導数 単位：人月

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
96	127	163	238	282

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・令和 6 年 6 月時点で市内 4 ヶ所に設置済み。令和 6 年度には西部地域への 5 ヶ所目の設置を予定している。
- ・全ての児童家庭支援センターを里親支援機関として指定しており、里親支援を行っているほか、各区要対協への参加・助言の実施や、虐待防止等を目的として児童相談所から委託している被虐待児地域見守り支援事業の件数を増やすなど、活用を進めている。

②課題

- ・児童家庭支援センターには、児童相談所による措置として児童家庭支援センターが行う指導などハイリスク家庭を支援する役割が期待されるため、センター同士の事例の共有や児童相談所との連携強化などさらなる専門性の向上が求められる。

③取組方針

- ・児童家庭支援センターの設置数

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

- ・児童相談所による措置として児童家庭支援センターが行う指導 単位：人月

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
341	375	413	454	500

4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・新設項目のため、現行計画に記載なし

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・令和 3 年度より予期せぬ妊娠 S O S 相談事業を実施し、24 時間 365 日の相談体制を構築することで、様々な問題を抱えている方の孤立や悩みの深刻化を防ぎ、虐待の未然防止に努めている。
- ・令和 4 年度より市内 1 か所で妊産婦等生活援助事業を実施し、予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うことで、妊産婦の孤立を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図っている。
- ・妊娠届出時に看護職が全数面接を実施し、特定妊婦等支援が必要な方を早期に把握することで、保健師等が妊娠期から訪問・面談・電話で支援を行い、さらに必要に応じ

て関係機関連携を行うことで、妊娠期より安心・安全な出産ができるように切れ目のない支援に努めている。

- ・妊娠・出産・産後のサービスの充実を図っている。

【主なサービス】

妊産婦健診、妊娠出産子育て寄り添い支援事業、妊婦訪問支援事業、産前産後ホームヘルプ事業、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診等

- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修を実施し、職員の資質の向上に努めている。実施回数2回/年程度
- ・市内の母子生活支援施設数は7か所。
- ・市内の助産施設数は4か所。

②課題

- ・0歳児虐待死を防ぐために、様々な問題を抱えている方の相談窓口の周知を積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・引き続き、妊娠出産子育て期の切れ目のない支援の充実を図る必要がある。
- ・特定妊婦等支援が必要な妊産婦が抱える問題は複雑であり、対応する専門職の資質の向上が必要である。

③取組方針

- ・保健師等が妊娠期から訪問・面談等で支援を行い、必要時は医療機関等と連携を図り安全・安心な出産と産後支援を切れ目なく行う。
- ・予期せぬ妊娠や支援の必要性の高い妊産婦に対しては、24時間365日相談窓口や産前産後の居場所の提供を行い、妊産婦の孤立を防ぎ虐待防止を図る。
- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※令和6年度は1箇所設置

- ・助産施設の設置数

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※令和6年度は4箇所設置

5. 代替養育を必要とする見込み数

$$\boxed{\text{①こどもの人口(推計・各歳ごと)}} \times \boxed{\text{②代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)}} \\ = \boxed{\text{代替養育を必要とするこども数}}$$

- ①こども人口の数値は「神戸市将来人口推計 2023」を使用
 ②「代替養育が必要となる割合」は、令和 5 年度の要保護児童率に過去 5 年間の要保護率平均伸び率を乗じて年度ごとの要保護率を設定

年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3歳未満	37人	36人	36人	36人	35人
3歳以上就学前	49人	47人	44人	41人	39人
学童期以降	379人	377人	372人	368人	361人
合計	465人	460人	452人	445人	435人

6. 一時保護改革に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・令和 5 年 2 月に新施設へ移転し、こども居室をユニット化する等の環境改善を実施するとともに、夜勤体制の強化のために職員を増員。
- ・令和 3 年度に一時保護施設の第三者評価を実施（令和 6 年度にも実施予定）。
- ・施設種別ごとの一時保護委託数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所内保護	373 人	464 人	414 人	387 人	461 人
乳児院	104 人	83 人	70 人	69 人	76 人
児童養護施設	75 人	108 人	143 人	109 人	130 人
その他の施設等	90 人	93 人	48 人	50 人	68 人
合計	642 人	748 人	675 人	615 人	735 人

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・一時保護施設のこどもの居室をユニット化するとともに、各ユニットにこどもの個室を設けて、こどもが一人で自由に過ごすことのできる環境を整備。
- ・一時保護施設に入所するこどもに毎月アンケートを実施するとともに、こどもの希望があれば意見表明支援員を派遣し、必要に応じてこどもの意見に対するフィードバックを実施。

②課題

- ・児童養護施設等へ一時保護委託する場合、入所するこどもへの影響を考慮する必要があり、調整に時間を要する。

③取組方針

- ・一時保護されたこどもの最善の利益が守られるように、一時保護施設等において個々のこどもの状況に応じた生活や学習の支援を行うとともに、定期的な第三者評価の受審や職員研修の実施等により、支援の質を高める。
- ・こどもの状況にあわせた一時保護の環境を確保する観点から、一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保に努めるとともに、一時保護児童数の推移と見込み数を踏まえ一時保護専用施設の検討を行う。

- ・一時保護施設の定員数

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
50 名	50 名	50 名	50 名	50 名

- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
44 箇所	49 箇所	54 箇所	59 箇所	64 箇所

- ・第三者評価を実施している一時保護施設数

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

家庭養育優先原則に基づき、地域における子育て支援など虐待等の予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行いつつ、代替養育を必要とするこどもについて里親等への委託を進めるとともに、施設入所・里親等委託したこどもの家庭復帰に向けた支援を行っていくことを基本として、以下の取組を実施する。

- (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- (2) 親子関係再構築に向けた取組
- (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・特別養子縁組が望ましいと考えられるこどもについては、積極的に特別養子縁組を検討のうえ、実親との調整を行う等縁組の成立に向けて必要な支援を実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、児童相談所に家庭養護担当の課長・係長・担当職員 4 名を配置。
- ・里親委託・施設入所後も家庭復帰の可能性があるこどもについては、関係機関と連携しながら実親との交流を進めるなど、復帰に向けた支援を実施。

②課題

- ・里親委託や特別養子縁組にかかる実親の同意が得られにくい。
- ・施設入所が長期化する中で、こどもと実親等との関わりが希薄になっている場合がある。

③取組方針

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する観点から、児童相談所において、代替養育を必要とするこどもの里親等への委託を推進する。
- ・里親委託や特別養子縁組が必要なこどもについて、実親の同意を得られやすくするため、養子縁組とのちがいや委託後の実親との交流等について丁寧に説明していくとともに、家庭復帰できる可能性がある場合は委託後の交流支援等を進めていく。
- ・施設入所が長期化しているこどもについて、こどもの意向を確認しながら家庭状況のアセスメントを実施し、家庭復帰が可能なこどもについては復帰に向けた支援を進め

ていく。すぐには家庭復帰が見込めない場合も、状況に応じて保護者との関係を向上させるために面会や外泊の機会を増やしたり、週末里親や季節里親の利用を働きかけたりするなどの取組を検討する。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・現行計画に記載なし

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・児童相談所において、こどもを虐待するおそれのある保護者等を対象に、保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、育児方法の改善につなげるためのカウンセリング事業を実施。
- ・区役所において、親子関係を適切に築けない家庭を対象に親支援グループ療法（PSG：Parent Support Group therapy）、子育てに負担やしんどさ、イライラを感じる保護者を対象にペアレントトレーニング等を実施している。

- ・保護者カウンセリング事業（親子再統合支援事業）の実施件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4件	7件	7件	4件	8件

- ・親支援グループ療法（PSG）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
87人	47人	56人	61人	61人

- ・ペアレントトレーニング

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
－	－	－	31人	37人

②課題

- ・親子関係再構築に向けて保護者の行動改善等が必要と思われる場合において、保護者自身がカウンセリングを受ける必要性を認識しにくいときの動機づけが困難。

③取組方針

- ・育てにくさや親子関係に悩んでいる保護者に対し、家庭養育が継続できるよう、親子関係を適切に築くためのプログラムの外部委託や、最新の知見を取り入れるなど内容の見直しを行い、保護者支援を充実させる等により、虐待防止を図る。
- ・支援プログラムやカウンセリングの必要があると考えられる保護者に対しては、児童相談所等からの働きかけの仕方を工夫しながら、必要な支援につなげていく。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

(再掲)

- ・特別養子縁組が望ましいと考えられるこどもについては、積極的に特別養子縁組を検討のうえ、実親との調整を行う等縁組の成立に向けて必要な支援を行っている。

II 現行計画にない新たな取り組み

(再掲)

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、児童相談所に家庭養護担当の課長・係長・担当職員 4 名を配置

②課題

- ・特別養子縁組にかかる実親の同意が得られにくい。

③取組方針

- ・特別養子縁組が必要なこどもについて、実親の同意を得られやすくするための説明上の工夫などを検討し、さらに児童相談所と民間あっせん機関等と連携しながら、縁組の成立に向けて、また成立した後も必要な支援を行う。

8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・里親制度の案内リーフレットの作成、広報紙や子育て応援サイトへの里親のインタビュー記事の掲載、里親月間にあわせたデジタルサイネージ等での広報を実

施したほか、市職員を対象とした事務処理用パソコンのロック画面を活用した制度の周知を実施。

- ・里親を対象とした研修（法定研修・その他の研修）、未委託里親を対象としたトレーニング事業を実施。
- ・児童相談所において、職員研修を実施して里親委託の基本的な考え方について理解を深めるとともに、所内の意見交換等により里親委託の課題についての認識を共有する等の取組を実施。

Ⅱ 現行計画にない新たな取り組み

- ・里親・ファミリーホームと市長や市の関係職員が参加する交流会を開催し、子育ての喜びや悩みを共有するとともに、里親制度等に関する意見交換を実施。

②課題

- ・里親委託率が伸びておらず、目標値を大きく下回っている。

	現行計画の目標 (令和 11 年度 末)	現 状 (令和 5 年度 末)
乳幼児の 里親委託率	58.3%	12.0%
学童期以降の 里親委託率	30.9%	12.4%

3 歳未満児：13.2%
3 歳以上就学前：11.1%

<主な要因>

- ・里親制度と養子縁組との違いが十分に理解されておらず、里親委託にかかる実親の同意が得られにくい。
- ・里親制度に自ら積極的に関心を持つ人以外を対象としたアプローチが弱く、多様な里親の確保につながっていない。
- ・発達上または心理面で課題がある等専門的な養育を必要とするこどもが多い。

③取組方針

・里親委託率の目標

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3 歳未満	29%	38%	47%	55%	65%
3 歳以上就学前	28%	36%	45%	56%	65%
学童期以降	14%	17%	21%	26%	33%

・登録率

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
54%	59%	65%	71%	77%

・稼働率

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
31.4%	35.2%	39.1%	43.8%	49.6%

- ・こどもの最善の利益の実現の観点より、代替養育を必要とするこどもの里親等への委託を推進するうえで、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期については、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、乳幼児の里親委託を積極的に進めるとともに、里親委託推進にかかる多くの課題に対して、下記の通り優先順位をつけて戦略的に取り組んでいく。

- 里親のリクルートについて、潜在的な里親のなり手を里親登録につなげていけるようなアウトリーチ型の取組を推進する。
- 里親制度にかかる広報啓発について、伝えたい内容のイメージを統一し、官民が協働して一体的に実施する。
- 未委託となっている里親の状況把握・アセスメントを行い、委託につながっていない要因を把握したうえで、養育の不安その他の要因の解消に向けた支援を行う。
- 一定の養育経験のある里親について専門里親の研修受講を促進するとともに、専門的なケアを必要とするこどもを里親家庭で養育する場合の関係機関による支援体制を充実させる。

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・里親支援機関として 21 団体を指定し、毎月 1 回実務者会議を開催して支援中の里親の情報共有や支援内容に関する意見交換を実施。

- ・市内の里親支援機関が連携して、里親制度の広報啓発や委託中の里親への支援活動（里親サロンの開催等）を実施。
- ・市内 6 ヶ所にファミリーホームを設置。

Ⅱ 現行計画にない新たな取り組み

（再掲）

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、児童相談所に家庭養護担当の課長・係長・担当職員 4 名を配置

②課題

- ・それぞれの里親支援機関や里親支援専門相談員による支援内容について、統一的な方針が明確でなく、全体のマネジメントやスーパーバイズができていない。
- ・里親の広報・リクルートからマッチング、委託中の支援、自立支援までの支援の流れや、それぞれの支援機関が担う役割が不明確。

③取組方針

- ・里親支援にかかる市の取組方針を明確にして関係機関との共有を図るとともに、里親支援機関の役割を整理して、里親支援センターが担うべきとされる機能が、児童相談所と各関係機関の連携によって十分に果たせるような体制の構築に向けて、必要な機能の強化を行う。
- ・里親支援センターの設置については、上記の取組状況を踏まえつつ検討していく。

9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①現状

- ・ 児童養護施設設置数 13 施設
- ・ 本体施設でオールユニット化されている（小規模化）施設 10 施設
- ・ グループホームを設置している（地域分散化）施設 7 施設
- ・ 小規模化かつ地域分散化を行った施設 5 施設
- ・ 子育て短期支援事業の受け入れ施設 30 施設
- ・ ケアニーズの高いこどもの受入れ体制強化のため、職員配置に対する補助や、施設職員の研修受講にかかる経費補助等を市が実施し、施設の高機能化を促進している。

②課題

- ・ 施設等においては、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換をさらに進める必要がある。これらを進めるためには、職員の専門性が不可欠であり、職員の人材確保・人材育成が課題となっている。
- ・ 子育て短期支援事業については、受け入れ施設のスペース確保や人員体制により、利用ニーズに十分対応できていない。

③取組方針

- ・ 乳幼児期の里親委託を推進にあわせて、施設は里親のレスパイト機能や専門的ケアを必要とするこどものケアを重点的に行うとともに、児童相談所によるこどもの一時保護委託や、子育て家庭の支援のための子育て短期支援事業について進めていく。
- ・ できる限り良好な家庭的養育環境を目指すため、全施設のオールユニット化及び1施設あたり2箇所のグループホーム設置などを進めていく。
- ・ 施設の専門性を活かし、ケアニーズの高いこどもの受け入れや、地域の子育て家庭に対する支援として、家庭支援事業等に取り組むなど、引き続き多機能化・機能転換を進めていく。
- ・ 施設で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、職場体験や施設見学、職員が仕事のやりがいなどを説明する座談会の実施等、施設等やその業務内容について理解してもらう機会を積極的に設けることなど、様々な手段を活用した人材確保に向けて取り組む。

- ・ケアニーズが高いこどもに専門的なケアを行うため、継続して職員の専門性を担保する必要があることから、職員が研修を受講する機会の提供や、リーダー的職員の養成など、施設の関係者と共に、人材育成について必要な取り組みを検討していく。

- ・小規模かつ地域分散化した施設数

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
5 箇所	7 箇所	8 箇所	9 箇所	10 箇所

※小規模化かつ地域分散化している施設 : 5 箇所（令和 6 年度）

令和 11 年度までに地域分散化を予定している施設 : 3 箇所

令和 11 年度までに小規模化を予定している施設 : 2 箇所

- ・児童自立支援施設（若葉学園）に入所するこども数

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
43 人	36 人	41 人	44 人	40 人

- ・児童自立支援施設（若葉学園）は、小舎夫婦制のメリットや専門性を活かし、児童養護施設等へのプログラムの提供や地域貢献などに努める。また、プライバシーに配慮した設備改修等に取り組む。
- ・児童心理治療施設において、社会生活への適応が困難となったこども等に対し、心理治療や生活指導等の必要な支援が良好な環境で行われるよう、引き続き取り組んでいく。

10.社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・リビングケア・アフターケア等の自立支援を担当する職員を全施設に配置しており、13施設中11施設が専任で支援を実施。
- ・児童養護施設の入所者、退所者を対象にソーシャル・スキル・トレーニング(SST)を実施し、その場で退所後の就労・生活相談の場の紹介も実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・各児童養護施設等の自立支援担当職員と神戸市で月1回連絡会を実施し、情報交換やケース検討等を行っている。
- ・公営住宅を活用し、児童養護施設等の退所を控えたこどもの一人暮らしの練習や、退所後に児童養護施設等職員の支援を受けながら一人暮らしを行うなどの、自立支援の取組みを実施している。
- ・措置費や補助金等では充足できていない施設に入所することの学用品の購入、通塾費用、退所したこどものアフターケア等の費用を補助。
- ・令和4年度より企業団体の協力を得て、中高生を対象に一部の児童養護施設で職場見学・体験を実施。令和5年度は市内全児童養護施設を対象に就業体験、工場見学を実施。
- ・社会的養護経験者等の実情把握のため、5年ごと（平成29年度、令和4年度）に児童養護施設退所者を対象としたアンケート調査を実施。
- ・社会的養護自立支援事業（※1）の利用者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
14人	12人	11人	11人	10人

- ※1 措置解除者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができる事業。令和5年度末で廃止され、児童自立生活援助事業として再編。

②課題

- ・児童福祉法改正により、施設や里親家庭等の住居において引き続き支援が必要な措置解除者等が、年齢ではなく都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けられるよう、支援の年齢要件の弾力化が規定された（児童自立生活援助事業）。このため、支援を必要とする社会的養護経験者等の受け皿を適切に確保し、自立を目指すことのできる環境の整備を図る必要がある。

- ・令和 4 年度に実施した児童養護施設退所者へのアンケートにより、①日常的に生活相談等ができる機関、②施設出身者同士が集まれる場が必要とされていることがわかった。そのような拠点として、社会的養護経験者等の相互交流や、生活相談、必要な情報提供を行う場の設置が求められている。
- ・自立支援担当職員による支援が行き届かず、就労継続しないなどで孤立していくこどももいる。
- ・社会的養護経験者等の実情を把握するためには、児童養護施設退所者を対象としたアンケートの未回答者を少なくし、より多くのこどもに答えてもらえるよう調査方法等の工夫を図る。

③取組方針

- ・Ⅰ型については、児童養護施設での対応が難しいこども等を対象に、生活指導・就労支援等を行い、Ⅱ型については、社会的養護自立援助事業の後継事業として、施設に入所中で引き続き支援が必要なこども等を主な対象として実施する。
- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
Ⅰ型（自立援助ホーム：5人以上 20 人以下）
- ・現在、垂水区で 1 箇所、定員 16 名（男子 6、女子 10）で実施。
- ・Ⅰ型については、入所するこどもの人数や、Ⅱ型実施の施設箇所数などの状況を考慮しながら、定員数や箇所数について検討を行う。

- ・Ⅱ型（児童養護施設、母子生活支援施設等：5 人以下）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所

※令和 6 年度は 1 箇所設置

- ・Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

- ・Ⅲ型について、ファミリーホーム、里親に措置される対象年齢のこどもの状況により必要に応じて実施する。
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数について、児童養護施設等の退所者で相談 支援等が必要となるこどもの見込数、社会的養護に係るこどもの人数、児童自立生活援助事業の利用者数なども考慮しながら、設置の検討を行う。
- ・自立支援担当職員が中心となって、入所中から退所後の安定した生活を維持するまで切れ目のない支援を行うとともに、こども意見を反映しリビングケアやアフターケアの方法についても見直しを検討する。

- ・社会的養護経験者等を対象とした実情把握のためのアンケートの調査方法等を工夫した上で、アンケートを5年ごとに実施していく。
 - ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み数
 - ・社会的養護自立支援拠点事業（※2）対象者数の見込み
 - ①自立援助ホームの新規入所者数／年間 約5人
 - ②13歳以上の施設入所者数／年間 約245人
 - ③児童相談所にて継続指導等を経て終結したケース／年間 約340件
 - ④区での13歳以上の通告件数（児童虐待相談）／年間 約100件
- ①＋②＋③＋④＝690人

※2 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を対象に、相互交流の場の提供、生活・就労等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業。児童福祉法改正により新設。

- ・児童自立生活援助事業（※3）対象者数の見込み

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
20人	20人	20人	20人	20人

①社会的養護自立支援事業の利用者実績 過去5年平均 12人

②社会的養護自立支援事業を利用せず18歳で退所した人数

(＝19歳以降も引き続き支援を必要とする可能性があった人数の最大値)

≒(過去5か年のうち、前年度の18歳入所者数－当年度19歳入所者数の平均値)

≒15人

③②のうち実際に児童自立生活援助事業を利用する見込みのあるこどもを50%と推計

②÷2≒8人

①＋③＝20人

※3 児童養護施設退所者等が安定して生活を送れるようになるまでの間、引き続き施設等にて生活指導・就労支援等を行う。児童福祉法改正により、年齢要件と対象施設の要件の弾力化が規定された。

11. 児童相談所の強化等に向けた取組

① 現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・児童虐待相談の増加等に対応するため、児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、国の示す配置標準を充足する人員を配置。
- ・児童福祉司任用後研修等の法定研修の受講のほか、児童相談業務に必要な知識等を習得するための所内研修や外部研修の受講を促進。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・児童虐待事案等について、警察との緊密な連携を図り、より迅速に対応するため、令和2年10月より、現職の警察官を「児童虐待対策担当課長」として児童相談所に配置。

② 課題

- ・児童福祉司等の職員を大幅に増員したことに伴い、経験年数の浅い職員も増加したため、相談援助技術の向上に向けた取組が必要。

③ 取組方針

- ・児童相談所において、引き続き職員の計画的育成に取り組むとともに、各区役所及び児童家庭支援センター等の地域の関係機関との密な連携と適切な役割分担のもと、こどもや家庭に対する支援体制の充実を図っていく。
- ・児童相談所において、国の示す配置標準を充足する人員を配置するとともに、職員の計画的な育成に取り組み、相談援助機能の充実を図っていく。また、区役所や児童家庭支援センター等の関係機関と十分に連携しながら、こどもや家庭に対する支援体制の充実を図っていく。

12. 障害児入所施設における支援

障害児施設に入所している社会的養護の必要なこどもについても、良好な家庭的環境において養育されるよう推進するとともに、「こどもの権利ノート」の配付やこどもからの意見聴取を行い、こどもの権利擁護が十分に図られるように、こどもの状況に応じた支援を行う。